

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その3） 参考資料

目次

第1	法律行為総則（公序良俗（民法第90条関係））	1
第2	債権譲渡	1
1	債権の譲渡性の制限	1
2	将来債権譲渡	2
	(1) 将来債権の譲渡性とその効力の限界	2
	(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡を制限する特約の対抗	3
3	債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係）	3
4	債権譲渡と債務者の抗弁（民法第468条関係）	4
	(1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切断	4
	(2) 債権譲渡と相殺	4
第3	契約の成立	4
1	申込みと承諾	4
2	承諾の期間の定めのある申込み（民法第521条第1項・第522条関係）	4
3	承諾の期間の定めのない申込み（民法第524条関係）	5
4	対話者間における申込み	5
5	申込者の死亡等（民法第525条関係）	5
6	契約の成立時期（民法第526条第1項・第527条関係）	5
7	懸賞広告（民法第529条・第530条関係）	6
第4	著しい事情の変更による解除	6
第5	売買	7
1	手付（民法第557条関係）	7
2	売主の義務	7
3	売主の追完義務	7
4	買主の代金減額請求権	8
5	損害賠償の請求及び契約の解除	8
6	権利移転義務の不履行に関する売主の責任等	9
7	買主の権利の期間制限	9
8	競売における買受人の権利の特則（民法第568条第1項）	9
9	権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第576条関係）	9
10	目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転	10
11	買戻し（民法第579条ほか関係）	10

第6	贈与（贈与契約の意義（民法第549条関係））	11
第7	消費貸借	11
1	消費貸借の成立等（民法第587条関係）	11
2	消費貸借の予約（民法第589条関係）	11
3	準消費貸借（民法第588条関係）	11
4	利息	12
5	貸主の担保責任（民法第590条関係）	12
6	期限前弁済（民法第591条第2項、第136条第2項関係）	12
第8	賃貸借	13
1	賃貸借の成立（民法第601条関係）	13
2	短期賃貸借（民法第602条関係）	13
3	賃貸借の存続期間（民法第604条関係）	13
4	不動産賃貸借の対抗力、賃貸人の地位の移転等（民法第605条関係）	13
5	合意による賃貸人たる地位の移転	14
6	不動産の賃借人による妨害排除等請求権	14
7	敷金	14
8	賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係）	15
9	減収による賃料の減額請求等（民法第609条・第610条関係）	15
10	賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第611条関係）	15
11	転貸の効果（民法第613条関係）	16
12	賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了	16
13	賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条、第598条関係）	16
14	損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第621条・第600条関係）	17
第9	使用貸借	17
1	使用貸借の成立等（民法第593条関係）	17
2	使用貸借の終了（民法第597条関係）	17
3	使用貸借の解除	18
4	使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第598条関係）	18
5	損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第600条関係）	19
第10	請負	19
1	仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権	19
2	仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任	19
	(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権の限界（民法第634条第1項関係）	19
	(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除（民法第635条関係）	20
	(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）	20
	(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続	

期間（民法第638条関係）	20
3 注文者についての破産手続の開始による解除（民法第642条関係）	20
第11 委任	21
1 受任者の自己執行義務	21
2 報酬に関する規律	21
(1) 報酬の支払時期（民法第648条第2項関係）	21
(2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権（民法第648条第3項関係）	21
3 委任契約の任意解除権（民法第651条関係）	22
第12 雇用（報酬に関する規律（労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権））	22
第13 寄託	22
1 寄託契約の成立（民法第657条関係）	22
2 受寄者の自己執行義務（民法第658条関係）	23
(1) 受寄者の自己執行義務	23
(2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任	23
3 寄託物についての第三者の権利主張（民法第660条関係）	23
(1) 受寄者の通知義務	23
(2) 寄託物についての第三者による権利主張	24
4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限	24
5 寄託者による返還請求（民法第662条関係）	24
6 混合寄託	25
7 消費寄託	25
第14 組合	25
1 契約総則の規定の不適用	25
2 組合員の一人についての意思表示の無効等	26
3 組合の債権者の権利の行使（民法第675条関係）	26
4 組合員の持分の処分等（民法第676条関係）	26
5 業務執行者が不在の場合における組合の業務執行（民法第670条第1項関係）	26
6 業務執行者がいる場合における組合の業務執行（民法第670条第2項関係）	27
7 組合代理	27
8 組合員の加入	27
9 組合員の脱退	28
10 組合の解散事由（民法第682条関係）	28

第1 法律行為総則（公序良俗（民法第90条関係））

【中間試案第1、2 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73第3「法律行為総則（公序良俗）」

民法第90条の規律を次のように改めるものとする。

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

第2 債権譲渡

1 債権の譲渡性の制限

【中間試案第18、1 → 第83回会議（部会資料74A、74B）
第89回会議（部会資料78B）で審議】

○部会資料74A第1、1「債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）」
民法第466条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(2) 当事者が上記(1)に反する内容の特約をした場合であっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。この場合において、この特約は、次に掲げる効力を有するものとして、悪意又は重大な過失がある譲受人に対抗することができる。

ア 債務者は、譲受人が権利行使要件（民法第467条第1項の債務者に対する通知〔又は債務者の承諾〕をいう。以下同じ。）を備えた後であっても、譲受人に対する債務の履行を拒むことができること。

イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。

(3) 上記(2)後段に該当する場合であっても、債務者が債務を履行しないときにおいて、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に対して履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないときは、その後、債務者は、上記(2)の特約を譲受人に対抗することができない。

(4) 上記(2)の特約のある債権に対して強制執行がされたときは、債務者は、その特約を差押債権者に対抗することができない。ただし、上記(2)の特約のある債権が悪意又は重大な過失のある譲受人に譲渡された場合において、その譲受人の債権者によって当該債権に対して強制執行がされたときは、この限りでない。

○部会資料74B第2、1「債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）」

(1) 民法第466条については、当事者間の特約（譲渡制限特約）によって弁済の相手方を固定することができるが、譲渡制限特約違反の譲渡を有効とする方向で改正する考え方が取り上げられているが（部会資料74A第1、1）、これに加えて、債権譲渡による資金調達の促進を図るという観点から、さら

に一定の限度で譲渡制限特約の効力を制限する規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。

- (2) 民法第466条を部会資料74A第1、1の内容に改める場合には、預金債権を対象として、当事者間の特約によって譲渡を無効とすることができる旨の規律を設けるべきであるという考え方がある。このような規律の要否について、どのように考えるか。

○部会資料78B第3、1「債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）」
民法第466条を改正して、当事者間の特約（譲渡制限特約）によって債権譲渡の効力は妨げられないという考え方（部会資料74A参照）を採用する場合に、関連する以下の問題について、どのように考えるか。

- (1) 譲渡制限特約が付された債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲渡人が債務者に対して履行の請求をすることができる（取立権限を有する）という規律を設けることが考えられるが、どうか。

- (2) 次のような規律を設けることが考えられるが、どうか。

ア 債務者は、譲渡制限特約が付された金銭債権が譲渡された場合には、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

イ 上記アの規定により供託をした者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

ウ 上記アの規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

- (3) 次のような規律を設けることが考えられるが、どうか。

譲渡制限特約が付された金銭債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、その譲渡を第三者に対抗することができる譲受人は、債務者にその譲渡された金銭債権の全額を供託させることができる。この場合においては、上記(2)イ及びウの規定を準用する。

2 将来債権譲渡

(1) 将来債権の譲渡性とその効力の限界

【中間試案第18、4 → 第83回会議（部会資料74A）で審議】

○部会資料74A第1、2「将来債権譲渡」

将来債権の譲渡について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 将来発生する債権（以下「将来債権」という。）は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- (2) 将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得する。
- (3) 将来債権の譲渡は、民法第467条第2項に定める方法により第三者対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができない。

(4) (略)

(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡を制限する特約の対抗

【中間試案第18、4 → 第83回会議（部会資料74A）で審議】

○部会資料74A第1、2「将来債権譲渡」

将来債権の譲渡について、次のような規律を設けるものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に上記1(2)の特約がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができない。

3 債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係）

【中間試案第18、1 → 第83回会議（部会資料74B）

第89回会議（部会資料78B）で審議】

○部会資料78B第3、2「対抗要件制度（民法第467条関係）」

民法第467条が定める対抗要件制度について、以下のような方向で改正をするという考え方があり得るが、どのように考えるか。

(1) 債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をしなければ、債務者に対抗することができないものとする。

(2) 債権の譲渡は、譲渡人又は譲渡人の指定する者が次に掲げる事項を記載した証書を作成して確定日時（仮称）を付した上で、その債権の譲渡及び譲渡につき当該証書が作成されたことを債務者に通知しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

ア 債権を譲渡した事実及びその日付

イ 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項

【A-1案】

(3) 上記(2)の通知は、確定日時を付した日から〔一週間〕以内に、上記(2)の証書を交付してしなければならないものとする。

【A-2案】

(3) 上記(2)の証書の作成及び通知は、内容証明の取扱いに係る認証（郵便法第58条第1号参照）を受けて確定日時を付す方法によって、しなければならないものとする。ただし、上記(2)の譲渡人の指定する者が債務者である場合には、上記(2)の証書を作成して公証人役場において確定日時を付する方法によることができるものとする。

【A-1案及びA-2案に共通】

(4) 上記(2)の証書に確定日時が付された譲渡が競合した場合には、債務者は、上記(2)の通知をした譲受人のうち、証書に付された確定日時が先の譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

4 債権譲渡と債務者の抗弁（民法第468条関係）

(1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切断

【中間試案第18、4 → 第83回会議（部会資料74A）で審議】

○部会資料74A第3、3(1)「異議をとどめない承諾による抗弁の切断」

民法第468条の規律を次のように改めるものとする。

債権が譲渡された場合において、債務者は、譲受人が権利行使要件を備える時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。

(2) 債権譲渡と相殺

【中間試案第18、4 → 第83回会議（部会資料74A）で審議】

○部会資料74A第3、3(2)「債権譲渡と相殺」

債権譲渡と相殺について、次の規律を設けるものとする。

ア 債権が譲渡された場合において、債務者が譲渡人に対して有する債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

(ア) 権利行使要件の具備前の原因に基づいて生じた債権

(イ) 権利行使要件の具備後の原因に基づいて生じた債権であって、その原因が譲受人の取得する債権を発生させる契約と同一の契約であるもの

イ 債権が譲渡され、譲受人が権利行使要件を備えた後に、他人が有する債権者に対する債権を債務者が取得した場合には、その債権が権利行使要件の具備前の原因に基づいて生じたものであっても、これによる相殺は、譲受人に対抗することができない。

第3 契約の成立

1 申込みと承諾

【中間試案第28、1 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第4、1「申込みと承諾」

契約は、その締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときは、成立するものとする。

2 承諾の期間の定めのある申込み（民法第521条第1項・第522条関係）

【中間試案第28、2 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第4、2「承諾の期間の定めのある申込み（民法第521条第1項・第522条関係）」

(1) 民法第521条第1項を次のように改めるものとする。

承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができないものとする。ただし、申込者が反対の意思を表示したときは、この限りでないものとする。

(2) 民法第522条を削除するものとする。

3 承諾の期間の定めのない申込み（民法第524条関係）

【中間試案第28、3 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第4、3「承諾の期間の定めのない申込み（民法第524条関係）」

民法第524条の規律を次のように改めるものとする。

承諾の期間を定めなかった申込みは、承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができないものとする。ただし、申込者が反対の意思を表示したときは、この限りでないものとする。

4 対話者間における申込み

【中間試案第28、4 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第4、4「対話者間における申込み」

(1) 対話者間における承諾期間の定めのない申込みは、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができるものとする。ただし、申込者が反対の意思を表示したときは、この限りでないものとする。

(2) 上記(1)の申込みを受けた者が対話が継続している間に承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失うものとする。ただし、申込者が反対の意思を表示したときは、この限りでないものとする。

5 申込者の死亡等（民法第525条関係）

【中間試案第28、5 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第4、5「申込者の死亡等（民法第525条関係）」

民法第525条の規律を次のように改めるものとする。

申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失した常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすれば当該申込みは効力を有しない旨の意思を表示したとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、当該申込みは、その効力を有しないものとする。

6 契約の成立時期（民法第526条第1項・第527条関係）

【中間試案第28、6 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第4、6「契約の成立時期（民法第526条第1項・第527条関係）」

- (1) 民法第526条第1項を削除するものとする。
- (2) 民法第527条を削除するものとする。

7 懸賞広告（民法第529条・第530条関係）

【中間試案第28、7 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第4、7「懸賞広告（民法第529条・第530条関係）」

- (1) 民法第529条を次のように改めるものとする。

ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者（以下この款において「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者がその広告を知っていたか否かを問わず、その行為をした者に対して報酬を与える義務を負うものとする。

- (2) 懸賞広告の効力に関する次の規律を設けるものとする。

ア 指定した行為を行う期間を定めてした懸賞広告は、その期間内に指定した行為が行われなかったときは、効力を失うものとする。

イ 指定した行為を行う期間を定めなかった懸賞広告は、指定した行為の内容等を考慮して相当な期間内に指定した行為が行われなかったときは、効力を失うものとする。

- (3) 民法第530条の規律を次のように改めるものとする。

ア 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めた場合には、その広告を撤回することができないものとする。ただし、その広告中に異なる意思を表示したときは、その意思に従うものとする。

イ 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めなかった場合には、その指定した行為を完了する者がいない間は、その懸賞広告を撤回することができるものとする。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでないものとする。

ウ 懸賞広告の撤回は、前の広告と異なる方法によって撤回をした場合には、これを知った者に対してのみ、その効力を有するものとする。

第4 著しい事情の変更による解除

【中間試案第32 → 第81回会議（部会資料72B）

→ 第87回会議（部会資料77A）で審議】

○部会資料77A第1

事情変更の法理について、次のような規定を設けるものとする。

契約の締結後に、天災、事変その他の事由に基づき、契約の基礎とされた事情に著しい変更が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当事者は、当該契約の解除をすることができる。

- ① 事情の著しい変更が、契約の当時、各当事者が予見することのできなかった特別なものであること。

- ② 事情の著しい変更が、当該解除権を行使しようとする当事者の責めに帰することができないものであること。
- ③ 当該契約を存続させることが、契約の趣旨に照らし、当事者間の衡平を害する著しく不当なものであること。

第5 売買

1 手付（民法第557条関係）

【中間試案第35、2 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、1「手付（民法第557条関係）」

民法第557条第1項の規律を次のように改めるものとする。

買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

2 売主の義務

【中間試案第35、3 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、2「売主の義務）」

次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) 売主は、移転すべき権利の内容（他人の地上権、抵当権その他の権利の負担の有無を含む。）に関し、その売買契約の趣旨に適合するものを買主に移転する義務を負う。
- (2) 売主は、売買の目的が物であるときは、性状及び数量に関して、その売買契約の趣旨に適合するものを引き渡す義務を負う。
- (3) 他人の権利を売買の目的としたとき（権利の一部が他人に属するときを含む。）は、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。
- (4) 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転を第三者に対抗するために必要な行為をする義務を負う。

3 売主の追完義務

【中間試案第35、4(1)(3) → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料 7 5 A 第 3、3 「売主の追完義務」

次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) 引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものであるときは、買主は、その内容に応じて、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 買主が請求した履行の追完の方法と異なる方法を売主が提供する場合において、売主の提供する方法が契約の趣旨に適合し、かつ、買主に不相当な負担を課するものでないときは、履行の追完は、売主が提供する方法による。

4 買主の代金減額請求権

【中間試案第 3 5、5 (1) (2) → 第 8 4 回会議（部会資料 7 5 A）で審議】

○部会資料 7 5 A 第 3、4 「買主の代金減額請求権」

次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) 引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものである場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、売主がその期間内に履行の追完をしないときは、買主は、意思表示により、その不適合の割合に応じて代金の減額を請求することができる。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、買主は、上記(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ア 履行の追完が不能であるとき。
 - イ 売主が履行の追完をする意思がない旨の確定的な意思表示をしたとき。
 - ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - エ 買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものである場合において、その不適合が契約の趣旨に照らして買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、代金の減額を請求することができない。

5 損害賠償の請求及び契約の解除

【中間試案第 3 5、4 (2) → 第 8 4 回会議（部会資料 7 5 A）で審議】

○部会資料 7 5 A 第 3、5 「損害賠償の請求及び契約の解除」

民法第 5 6 5 条及び第 5 7 0 条本文の規律（代金減額請求及び期間制限に関するものを除く。）を次のように改めるものとする。

引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないもので

あるときは、買主は、債務不履行一般の規定による損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

6 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等

【中間試案第35、8(1)(2)(3) → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、6「権利移転義務の不履行に関する売主の責任等」

民法第561条から第567条まで（同法第565条及び期間制限に関する規律を除く。）の規律を次のように改めるものとする。

前記3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利の内容が契約の趣旨に適合しないものである場合及び売主が買主に権利の全部又は一部を移転しない場合について準用する。

7 買主の権利の期間制限

【中間試案第35、6 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、7「買主の権利の期間制限」

(1) 民法第570条本文の規律のうち期間制限に関するものを、次のように改めるものとする。

売主が性状に関して契約の趣旨に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする前記3から5までの規定による履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際に目的物が契約の趣旨に適合しないものであることを知っていたとき又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(2) 民法第564条（同法第565条による準用を含む。）及び第566条第3項を削除するものとする。

8 競売における買受人の権利の特則（民法第568条第1項）

【中間試案第35、9(注) → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、8「競売における買受人の権利の特則（民法第568条第1項）」

民法第568条第1項及び第570条ただし書の規律を次のように改めるものとする。

強制競売における買受人は、前記4から7までの規定（目的物の性状において契約の趣旨に適合しないものである場合に関するものを除く。）により、債務者に対し、代金減額の請求又は契約の解除をすることができる。

9 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第576条

関係)

【中間試案第35、12 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、10「権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第576条関係）」

民法第576条の規律を次のように改めるものとする。

売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部又は一部を取得することができないおそれがあるとき、又はこれを失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。

10 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転

【中間試案第35、14 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、12「目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転」

次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) 売主が買主に契約の趣旨に適合する目的物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする前記3から5までの規定による履行の追完の請求、代金減額の請求又は契約の解除をすることができない。
- (2) 売主が上記(1)の目的物の引渡しを提供したにもかかわらず買主が受領しない場合において、その提供があった時以後に、買主に引き渡すべきものとして引き続き特定されているその目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失又は損傷したときも、上記(1)と同様とする。

11 買戻し（民法第579条ほか関係）

【中間試案第35、15 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第3、13「買戻し（民法第579条ほか関係）」

- (1) 民法第579条の規律を次のように改めるものとする。

ア 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を現実に提供して、売買の解除をすることができる。この場合において、売主が提供すべき金額について別段の合意があるときは、その合意に従う。

イ 上記アの場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

- (2) 民法第581条第1項の規律を次のように改めるものとする。

買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を有する。

第6 贈与（贈与契約の意義（民法第549条関係））

【中間試案第36、1 → 第76回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第4、1

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

第7 消費貸借

1 消費貸借の成立等（民法第587条関係）

【中間試案第37、1 → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第4、1「消費貸借の成立等（民法第587条関係）」

民法第587条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその物を受け取った後にこれと種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。
- (3) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、上記(2)を適用する。
- (4) 上記(2)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって貸主に損害が生じたときは、借主は、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 上記(2)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

2 消費貸借の予約（民法第589条関係）

【中間試案第37、2 → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第4、2「消費貸借の予約（民法第589条関係）」

民法第589条を削除するものとする。

3 準消費貸借（民法第588条関係）

【中間試案第37、3 → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第4、3「準消費貸借（民法第588条関係）」

民法第588条の規律を次のように改めるものとする。

金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。

4 利息

【中間試案第37、4 → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第4、4「利息」

利息に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

利息の定めがある場合には、借主は、貸主から金銭その他の物を受け取った日から起算して利息を支払う義務を負う。

5 貸主の担保責任（民法第590条関係）

【中間試案第37、5 → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第4、5「貸主の担保責任（民法第590条関係）」

民法第590条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 利息付きの消費貸借において、引き渡された目的物が当該消費貸借契約の趣旨に適合していない場合における貸主の担保責任については、売主の担保責任に関する規定を準用する。
- (2) 無利息の消費貸借において、引き渡された目的物が当該消費貸借契約の趣旨に適合していない場合における貸主の担保責任については、贈与者の担保責任に関する規定を準用する。
- (3) 利息の有無にかかわらず、借主は、当該消費貸借契約の趣旨に適合していない引き渡された物の価額を返還することができる。

6 期限前弁済（民法第591条第2項、第136条第2項関係）

【中間試案第37、6 → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第4、6「期限前弁済（民法第591条第2項、第136条第2項関係）」

民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、いつでも返還をすることができる。
- (2) 当事者が返還の時期を定めた場合であっても、借主は、いつでも返還をすることができるものとする。この場合において、貸主に損害が生じたときは、借主は、その損害を賠償しなければならない。

第8 賃貸借

1 賃貸借の成立（民法第601条関係）

【中間試案第38、1 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、1「賃貸借の成立（民法第601条関係）」

民法第601条の規律を次のように改めるものとする。

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了した後に返還することを約することによって、その効力を生ずる。

2 短期賃貸借（民法第602条関係）

【中間試案第38、2 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、2「短期賃貸借（民法第602条関係）」

民法第602条柱書の部分の規律を次のように改めるものとする。

処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

3 賃貸借の存続期間（民法第604条関係）

【中間試案第38、3 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、3「賃貸借の存続期間（民法第604条関係）」

民法第604条を削除するものとする。

4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人の地位の移転等（民法第605条関係）

【中間試案第38、4 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、4「不動産賃貸借の対抗力、賃貸人の地位の移転等（民法第605条関係）」

民法第605条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。
- (2) 不動産の賃借人が当該不動産の譲受人に賃貸借を対抗することができるときは、当該不動産の賃貸人たる地位は、譲受人に移転する。
- (3) 上記(2)に規定する場合であっても、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保し、かつ、当該不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。
- (4) 上記(2)又は(3)後段による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産

について所有権移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。
(5) 上記(2)又は(3)後段により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、後記7(1)に定める敷金の返還に係る債務及び民法第608条に規定する費用の償還に係る債務は、譲受人又はその承継人に移転する。

5 合意による賃貸人たる地位の移転

【中間試案第38、5 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、5「合意による賃貸人たる地位の移転」

次のような規定を新たに設けるものとする。

不動産の譲受人に対して賃貸借を対抗することができない場合であっても、その賃貸人たる地位は、譲渡人及び譲受人の合意により、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人から譲受人に移転させることができる。この場合には、前記4(4)及び(5)を準用する。

6 不動産の賃借人による妨害排除等請求権

【中間試案第38、6 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、6「不動産の賃借人による妨害排除等請求権」

次のような規定を新たに設けるものとする。

不動産の賃借人は、賃貸借の登記をした場合又は借地借家法その他の法律が定める賃貸借の対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

- (1) 当該不動産の占有を第三者が妨害しているとき
当該第三者に対する妨害の停止の請求
- (2) 当該不動産を第三者が占有しているとき
当該第三者に対する返還の請求

7 敷金

【中間試案第38、7 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、7「敷金」

次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) 賃貸人は、敷金（いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この7において同じ。）を受け取っている場合において、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、又は賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、敷金の返還をしなければならない。この場合において、賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務があるときは、敷金は、当該債務の弁済に充たされる。

(2) 上記(1)により敷金の返還債務が生ずる前であっても、賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充当することができる。この場合において、賃借人は、敷金を当該債務の弁済に充当することができない。

8 賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係）

【中間試案第38、8 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、8「賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係）」
民法第606条第1項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要になったときは、この限りでない。
- (2) 賃貸物の修繕が必要である場合において、賃借人が賃貸人にその旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、賃借人は、その修繕をすることができる。ただし、急迫の事情があるときは、直ちにその修繕をすることができる。

9 減収による賃料の減額請求等（民法第609条・第610条関係）

【中間試案第38、9 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、9「減収による賃料の減額請求等（民法第609条・第610条関係）」

民法第609条及び第610条を削除するものとする。

10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第611条関係）

【中間試案第38、10 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、10「賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第611条関係）」

民法第611条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。
- (2) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなり、かつ、それが契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰すべき事由によるものである場合において、賃貸人が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、賃貸人は、これを賃借人に償還しなければならない。
- (3) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を

達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。

11 転貸の効果（民法第613条関係）

【中間試案第38、11 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、11「転貸の効果（民法第613条関係）」

民法第613条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、賃貸人は、転借人による賃借物の使用及び収益を妨げることができない。
- (2) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。ただし、賃貸人と転貸人との間の賃貸借に基づく債務の範囲を限度とする。
- (3) 上記(2)の場合において、転借人は、転貸借契約に定めた当期の賃料を前期の賃料の弁済期前に支払ったとしても、上記(2)の賃貸人に対する義務を免れない。
- (4) 上記(2)及び(3)は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。
- (5) 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、転貸人との間の賃貸借を合意により解除したときであっても、転借人に対して当該解除の効力を主張することができない。ただし、当該解除の当時、転貸人の債務不履行により賃貸人と転貸人との間の賃貸借を解除することができたときは、この限りでない。

12 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了

【中間試案第38、12 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、12「賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了」

次のような規定を新たに設けるものとする。

賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。

13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条、第598条関係）

【中間試案第38、13 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、13「賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条、第598条関係）」

民法第616条（同法第598条の準用）の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、賃貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。た

だし、賃借物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

(2) 賃借人は、賃借物を受け取った後に附属させた物を収去することができる。

(3) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によって生じたものであるときは、この限りでない。

(4) 賃借人は、賃借物の通常の使用及び収益によって生じた賃借物の劣化又は価値の減少については、これを原状に復する義務を負わない。

14 損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第621条・第600条関係）

【中間試案第38、14(2) → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第4、14「損害賠償及び費用償還の請求権に関する期間制限（民法第621条、第600条関係）」

民法第621条（同法第600条の準用）の規律を次のように改めるものとする。

(1) 契約の趣旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償は、賃貸人が賃貸物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

(2) 上記(1)の損害賠償の請求権については、賃貸人が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、消滅時効は、完成しない。

第9 使用貸借

1 使用貸借の成立等（民法第593条関係）

【中間試案第39、1(1) → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第5、1「使用貸借の成立等（民法第593条関係）」

民法第593条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方が引渡しを受けた物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

(2) (略)

2 使用貸借の終了（民法第597条関係）

【中間試案第39、2(1)(2) → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第5、2「使用貸借の終了（民法第597条関係）」

民法第597条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 当事者が返還の時期を定めたときは、使用貸借は、その時期が到来した時に終了する。

(2) 当事者が返還の時期を定めなかった場合において、契約で使用及び収益の

目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終わった時に終了する。

3 使用貸借の解除

【中間試案第39、1(2)及び2(3)～(5) → 第81回会議
(部会資料70A)で審議】

○部会資料70A第5、1「使用貸借の成立等(民法第593条関係)」
民法第593条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) (略)
- (2) 使用貸借の当事者は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借の貸主については、この限りでない。

○部会資料70A第5、2「使用貸借の終了(民法第597条関係)」
民法第597条の規律を次のように改めるものとする。

- (1)(2) (略)
- (3) 前項に規定する場合において、契約で定めた目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、その使用及び収益を終わる前であっても、貸主は、契約の解除をすることができる。
- (4) 当事者が返還の時期並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。
- (5) 借主は、借用物を受け取った後であっても、いつでも契約の解除をすることができる。

4 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務(民法第598条関係)

【中間試案第39、3 → 第81回会議(部会資料70A)で審議】

○部会資料70A第5、3「使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務(民法第598条関係)」

民法第598条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。
- (2) 借主は、借用物を受け取った後に附属させた物を収去することができる。
- (3) 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が契約の趣旨に照らして借主の責めに帰することができない事由によって生じたものであるときは、この限りでない。

5 損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第600条関係）

【中間試案第39、4(2) → 第81回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第5、4「損害賠償及び費用償還の請求権に関する期間制限（民法第600条関係）」

民法第600条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 契約の趣旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償は、貸主が目的物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。
- (2) 上記(1)の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、消滅時効は、完成しない。

第10 請負

1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権

【中間試案第40、1 → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第1、1「仕事が完成しなかった場合の報酬請求権・費用償還請求権」

仕事が完成しなかった場合の報酬請求権・費用償還請求権について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 仕事を完成することができなくなった場合であっても、既にした仕事の成果が可分であり、かつ、その給付を受けることについて注文者が利益を有するときは、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用を請求することができる。
- (2) 上記(1)の場合において、解除権の行使は、上記(1)の報酬又は費用の請求を妨げない。
- (3) 契約の趣旨に照らして注文者の責めに帰すべき事由によって仕事を完成することができなくなったときは、請負人は、報酬及びその中に含まれていない費用を請求することができる。この場合において、請負人は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、それを注文者に償還しなければならない。

2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権の限界（民法第634条第1項関係）

【中間試案第40、2(1) → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第1、2(1)「仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の修補請求権の限界（民法第634条第1項関係）」

民法第634条第1項の規律を次のように改めるものとする。

仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないものであるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その修補の請求をすることができる。ただし、

契約の趣旨に照らしてその修補の履行が不能であるときは、この限りでない。

(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除（民法第635条関係）

【中間試案第40、2(2) → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第1、2(2)「仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを理由とする解除（民法第635条関係）」

民法第635条を削除するものとする。

(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）

【中間試案第40、2(3) → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第5、1「仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）」

民法第637条の規律を次のように改めるものとする。

請負人が性状に関して契約の趣旨に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に目的物が性状に関して契約の趣旨に適合しない場合）において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、請負人が引渡しの時（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時）に目的物が契約の趣旨に適合しないものであることを知っていたとき又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第638条関係）

【中間試案第40、2(4) → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第5、2「仕事の目的物である土地工作物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第638条関係）」

民法第638条を削除するものとする。

3 注文者についての破産手続の開始による解除（民法第642条関係）

【中間試案第40、3 → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第1、3「注文者についての破産手続の開始による解除（民法第642条関係）」

民法第642条第1項前段の規律を、次のように改めるものとする。

(1) 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、契約の解除

をすることができる。
(2) 上記(1)に規定する場合には、請負人は、仕事を完成しない間に限り、契約の解除をすることができる。

第11 委任

1 受任者の自己執行義務

【中間試案第41、1 → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第2、1「受任者の自己執行義務」

受任者の自己執行義務について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。
- (2) 代理権の授与を伴う復委任において、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

2 報酬に関する規律

(1) 報酬の支払時期（民法第648条第2項関係）

【中間試案第41、4(1) → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第2、2(1)「報酬の支払時期（民法第648条第2項関係）」

報酬の支払時期に関し、民法第648条第2項に付け加えて、次のような規律を設けるものとする。

委任事務の処理による成果に対して報酬を支払うことを約したときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、その成果が引渡しを要しないときは、民法第624条第1項の規定を準用する。

(2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権（民法第648条第3項関係）

【中間試案第41、4(3) → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第2、2(2)「委任事務の全部又は一部の処理が不能となった場合の報酬請求権（民法第648条第3項関係）」

民法第648条第3項の規律を次のように改めるものとする。

ア 委任事務の一部を処理することができなくなったときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。ただし、委任事務を処理したことによる成果に対して報酬を支払うことを定めた場合には、既にした委任事務の処理の成果が可分であり、かつ、その給付を受けることについて委任者が利益を有するときに限り、既にした委任事務の処理の報酬を請求することができる。

イ 委任事務の全部又は一部の処理することができなくなったことが契約の趣

旨に照らして委任者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受任者は、報酬の請求をすることができる。この場合において、受任者は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、それを委任者に償還しなければならない。

3 委任契約の任意解除権（民法第651条関係）

【中間試案第41、5(1) → 第81回会議（部会資料72A）で審議】

○部会資料72A第2、3「委任契約の任意解除権（民法第651条関係）」

民法第651条第2項の規律を次のように改めるものとする。

民法第651条第1項の規定による委任の解除が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、その解除をした者は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

ア 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたとき。

イ 委任が受任者の利益をも目的とするものである場合（専ら報酬を得ることによるものである場合を除く。）において、委任者が委任の解除をしたとき。

第12 雇用（報酬に関する規律（労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権））

【中間試案第42、1 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第1、1「報酬に関する規律（労務の履行が途中で終了した場合の報酬請求権）」

労務の履行が途中で終了した場合の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 労務を履行することができなくなったときは、労働者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

(2) 労務を履行することができなくなったことが契約の趣旨に照らして使用者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、労働者は、報酬の請求をすることができる。この場合において、労働者は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを使用者に償還しなければならない。

第13 寄託

1 寄託契約の成立（民法第657条関係）

【中間試案第43、1 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、1「寄託契約の成立（民法第657条関係）」

民法第657条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 寄託は、当事者の一方が相手方のためにある物を保管することとともに、保管した物を〔契約が終了したときに〕相手方に返還することを約し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

- (2) 有償の寄託の寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者に損害が生じたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 無償の寄託の当事者は、受寄者が寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。ただし、書面による無償の寄託の受寄者については、この限りでない。
- (4) 有償の寄託又は書面による無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、受寄者が相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内にその引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

2 受寄者の自己執行義務（民法第658条関係）

(1) 受寄者の自己執行義務

【中間試案第43、2 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、2「受寄者の自己執行義務（民法第658条関係）」

(1) 民法第658条第1項の規律を次のように改めるものとする。

ア 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。

イ 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。

(2) (略)

(2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任

【中間試案第43、2 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、2「受寄者の自己執行義務（民法第658条関係）」

(1) (略)

(2) 民法第658条第2項の規律を次のように改めるものとする。

再受寄者は、寄託者に対し、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。

3 寄託物についての第三者の権利主張（民法第660条関係）

(1) 受寄者の通知義務

【中間試案第43、4 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、3「寄託物についての第三者の権利主張（民法第660条関係）」

民法第660条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその

事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(2)、(3) (略)

(2) 寄託物についての第三者による権利主張

【中間試案第43、4 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、3「寄託物についての第三者の権利主張（民法第660条関係）」

民法第660条の規律を次のように改めるものとする。

(1) (略)

(2) 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対し寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が上記(1)の通知をした場合又は上記(1)ただし書によりその通知を要しない場合において、その第三者が所有権を有することが確定判決によって確認されたとき又はその第三者による占有回収の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、その第三者に寄託物を引き渡し、それによって寄託者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

(3) 受寄者は、上記(2)により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者に寄託物を引き渡し、それによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限

【中間試案第43、5 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、5「寄託物の損傷又は一部滅失の場合における寄託者の損害賠償請求権の短期期間制限」

寄託物の損傷又は一部滅失の場合における寄託者の損害賠償請求権の短期期間制限について、以下の規律を設けるものとする。

(1) 返還された寄託物に損傷があった場合又は寄託物の一部が滅失した場合の損害の賠償は、寄託者が寄託物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

(2) 上記(1)の損害賠償請求権については、寄託者が寄託物の返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、消滅時効は、完成しない。

5 寄託者による返還請求（民法第662条関係）

【中間試案第43、8 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、6「寄託者による返還請求（民法第662条関係）」

民法第662条の規律を次のように改めるものとする。

当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。この場合において、有償の寄託の受寄者に損害が生じたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

6 混合寄託

【中間試案第43、10 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第2、7「混合寄託」

混合寄託に関して、以下の規律を設けるものとする。

- (1) 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。
- (2) 上記(1)に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、各寄託者は、その寄託した数量の物の返還を請求することができる。
- (3) 上記(1)に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管した場合において、寄託物の一部が滅失したときは、各寄託者は、その寄託した物の数量の割合に応じた物の返還を請求することができる。

7 消費寄託

【中間試案第43、11 → 第82回会議（部会資料74B）で審議】

○部会資料74B第6「寄託（消費寄託）」

消費寄託については、特に寄託物の引渡前の法律関係や寄託物の返還に関する規律について、寄託の規定を適用又は準用する方向での改正を求める意見がある一方で、特に預金契約を念頭に置いて、寄託物の返還について民法第662条及び第663条を準用することが適当ではないとして、中間試案の内容に反対する意見がある。また、預金契約を中心として、受寄者が寄託者に対して寄託の対価を支払う類型の消費寄託については、寄託物の引渡しまでの法律関係に関する寄託の規律を適用又は準用することが適当であるかという問題もある。以上を踏まえ、民法第666条の改正の要否及びその内容について、どのように考えるか。

第14 組合

1 契約総則の規定の不適用

【中間試案第44、2 → 第85回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第6、1「他の組合員が出資債務の履行をしない場合」

他の組合員が出資債務の履行をしない場合について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 組合員は、他の組合員が出資債務の履行をしないことを理由としては、自己の出資債務の履行を拒むことができない。
- (2) 組合員は、他の組合員が出資債務の履行をしない場合であっても、組合契

約を解除することができない。

2 組合員の一人についての意思表示の無効等

【中間試案第44、1 → 第85回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第6、2「組合員の一人についての法律行為の無効等」
組合員の一人についての法律行為の無効等について、次のような規律を設けるものとする。

組合契約は、組合員の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、その効力を妨げられない。

3 組合の債権者の権利の行使（民法第675条関係）

【中間試案第44、3 → 第85回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第6、3「組合の財産関係（民法第675条及び第676条関係）」

(1) 民法第675条の規律を次のように改めるものとする。

ア 組合の債権者は、組合財産に属する財産に対してその権利を行使することができる。

イ 組合の債権者は、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生時に組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合によってのみ、その権利を行使することができる。

(2) (略)

4 組合員の持分の処分等（民法第676条関係）

【中間試案第44、3 → 第85回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第6、3「組合の財産関係（民法第675条及び第676条関係）」

(1) (略)

(2) 民法第676条の規律を次のように改めるものとする。

ア (略)

イ 組合員の債権者は、組合財産に属する財産に対してその権利を行使することができない。

ウ 組合員は、組合財産に属する債権について、その持分に応じて分割してその権利を行使することができない。

エ (略)

5 業務執行者がいない場合における組合の業務執行（民法第670条第1項関係）

【中間試案第44、4 → 第85回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料 7 5 A 第 6、4 「組合の業務執行（民法第 6 7 0 条関係）」

民法第 6 7 0 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する。
- (2)～(6) (略)

6 業務執行者がある場合における組合の業務執行（民法第 6 7 0 条第 2 項関係）

【中間試案第 4 4、4 → 第 8 5 回会議（部会資料 7 5 A）で審議】

○部会資料 7 5 A 第 6、4 「組合の業務執行（民法第 6 7 0 条関係）」

民法第 6 7 0 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) (略)
- (2) 組合の業務の執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。
- (3) 上記(2)の委任を受けた者（以下 4 において「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。
- (4) 業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。
- (5) 業務執行者がある場合であっても、総組合員の同意によって組合の業務を決定し、又は執行することは、妨げられない。
- (6) (略)

7 組合代理

【中間試案第 4 4、5 → 第 8 5 回会議（部会資料 7 5 A）で審議】

○部会資料 7 5 A 第 6、5 「組合代理」

組合代理について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 各組合員が他の組合員を代理して組合の業務を執行するには、組合員の過半数をもって代理権の授与を決定しなければならない。ただし、組合の常務は、各組合員が単独で他の組合員を代理して行うことができる。
- (2) 業務執行者を定めたときは、業務執行者のみが組合員を代理する権限を有する。
- (3) 業務執行者が二人以上ある場合において、各業務執行者が組合員を代理して組合の業務を執行するには、業務執行者の過半数をもって代理権の授与を決定しなければならない。ただし、組合の常務は、各業務執行者が単独で他の組合員を代理して行うことができる。

8 組合員の加入

【中間試案第 4 4、6 → 第 8 5 回会議（部会資料 7 5 A）で審議】

○部会資料 7 5 A 第 6、6 「組合員の加入」

組合員の加入について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 組合の成立後であっても、組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。
- (2) 上記(1)により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合債務については、これを履行する責任を負わない。

9 組合員の脱退

【中間試案第44、7 → 第85回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第6、7「組合員の脱退」

組合員の脱退について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 脱退した組合員は、脱退前に生じた組合債務については、これを履行する責任を負う。この場合において、債権者が全部の履行を受けない間は、脱退した組合員は、他の組合員に担保を供させ、又は他の組合員に対して自己に免責を得させることを請求することができる。
- (2) 脱退した組合員は、上記(1)の組合債務を履行したときは、組合に対して求償権を行使することができる。

10 組合の解散事由（民法第682条関係）

【中間試案第44、8 → 第85回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第6、8「組合の解散事由（民法第682条関係）」

民法第682条の規律を次のように改めるものとする。

組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- (2) 組合契約で定めた存続期間の満了
- (3) 組合契約で定めた解散の事由の発生
- (4) 総組合員の同意